

南伊勢町告示第 10 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年3月11日

南伊勢町長 小山



度会郡南伊勢町河内甲字シリスボに編入する区域
度会郡南伊勢町河内甲字山ノ神725